

# 特別調査「消費税インボイス制度の準備状況について」

令和5年10月1日から始まるインボイス制度（適格請求書等保存方式）の認知度・取組状況について調査した。

〔調査対象の状況〕

「参考」消費税インボイス制度とは  
 税務署に登録（今年10月より申請の受付開始）した課税事業者が、登録番号や各税率（8%、10%）などを記載した「適格請求書」を発行・保存する制度。

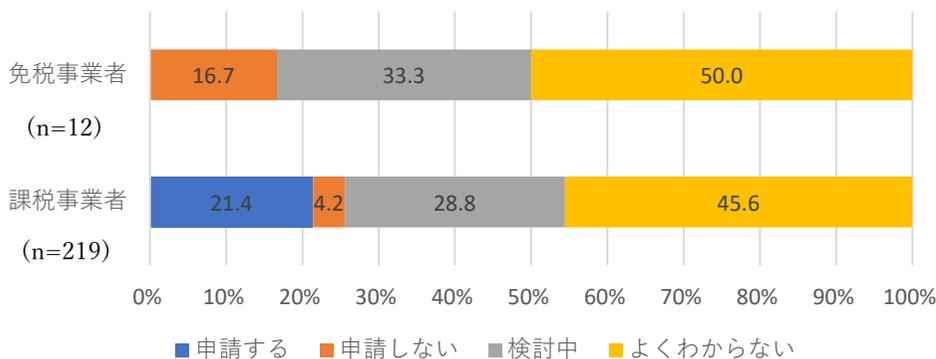
	計	製造業	建設業	小売業	卸売業	飲食業	サービス業
免税事業者	12(5.2%)	1	0	2	1	4	4
課税事業者	219 (94.8%)	52	41	36	29	21	40
計	231(100.0%)	53	41	38	30	25	44

## ⑫—適格請求書発行事業者登録について—

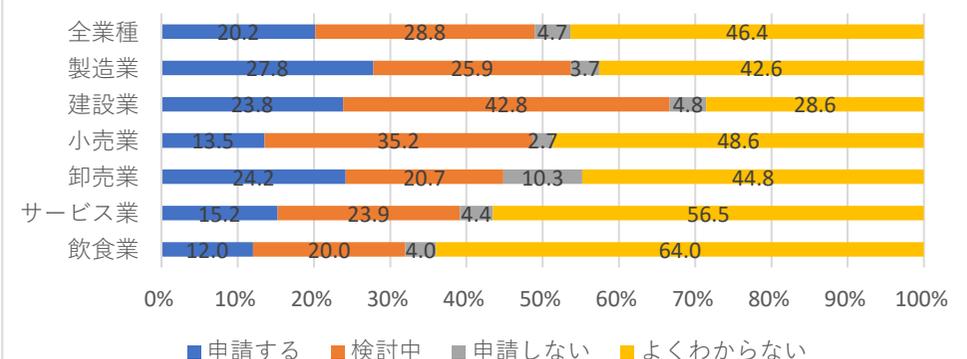
### 【建設業で理解が進む】

インボイス制度の開始に先立ち、令和3年10月1日から受付開始される「適格請求書発行事業者登録」について、課税事業者では「申請する」と回答した事業所は約2割に留まり、免税事業者では「申請する」と回答した事業者はおらず、「よくわからない」と回答した事業者が半数と、認知度の低さが見て取れる結果となった。業種別にみると、「申請する」と回答した事業所がサービス業で15.2%、小売業で13.5%、飲食業で12.0%とインボイス制度の影響を受にくい一般消費者が主な顧客となるBtoCがメインの業種では他業種と比べて少なくなった。また、R3.3月調査時ではインボイス制度の認知度が最も低かった建設業は「よくわからない」と回答した事業者が28.6%と最も少ない結果となった。これは、回答した建設業のうち半数以上が一人親方または従業員数5人以下の非課税事業者であることが要因で他業種と比べ理解が進んでいることが窺える。

適格請求書発行事業者登録について



適格請求書発行事業者登録について



### ⑬—インボイス制度導入に向けた準備状況について—

## 【従業員規模の大きい事業所ほど準備進む】

令和5年10月1日から始まるインボイス制度の導入に向けた準備状況について、「システムの入替・改修を行っている」と回答した事業所はわずか3.6%となった。一方で、「会計事務所と相談している」と回答した事業所は28.7%となり、制度導入後の令和5年10月以降も仕入全額控除の段階的な経過措置があることから対応策を探っているとも考えられる。

従業員規模別にみると、「請求書等発行システムや経理・受発注システムの入替、改修を行っている」との回答は従業員規模21人以上の事業所では8.0%と最も多かった。一方で、「特になにもしていない」との回答は従業員規模の小さい事業者ほど多い傾向にあり、従業員規模で準備状況に差が見られた。

